

学 則

第1章 目的

第1条 本学は教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、豊かな情操、高い知性と教養を身につけた女性の育成と、併せて保育者としての資質を高めることを目的とする。

第1条の2 本学の教育研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するため、別に定めるところにより、自己点検・自己評価を行う。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

第2条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学期間は4年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、長期履修学生として在学することができる。

3 長期履修学生に関する必要な事項は別に定める。

第3条 本学に次の学科を置く。

幼児教育科

第3条の2 幼児教育科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

生きることの大切さと生きることの喜びをすべての人びとと共有できる豊かな感性と、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な確かな知識を身につけた専門的職業人の養成に資する教育研究を行う。

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	総 定 員
幼児教育科	200名	400名

第3章 教育課程及び履修方法

第5条 授業科目及び単位数等は、別表第1-1に定める。

2 教育課程における各科目の授業内容及び授業計画、評価基準等については、シラバス（授業概要）にて、あらかじめ明示するものとする。

3 履修方法については別に定める。

第6条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

ただし、別に定める授業科目については、30時間又は40時間の授業をもって1単位とする。

2 各科目の授業方法及び1単位あたりの時間数は、別表第1のとおりとする。

第7条 本学卒業に必要な単位は、必修とされる授業科目の単位を含め、62単位以上とする。

2 1年間に履修登録できる単位数については学務規程において、これを定める。

第7条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の当該の大学又は短期大学における既修得単位については、教育上有益であると認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。ただし、第2条に定める修業年限を短縮することはできない。

2 前項の規定により単位を認定する場合は、合計15単位を超えない範囲で行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、本条による単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

第7条の3 教育上有益であると認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により他の短期大学又は大学の授業科目を履修し、修得した単位については、15単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項に定めるもののほか、他の短期大学又は大学の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第7条の4 教育上有益であると認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生が休学することなく当該外国の短期大学又は大学に留学することを認めることがある。

2 前項の規定による留学の成果については、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲内で本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

3 前2項に定めるもののほか、本条による留学に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 課程修了の認定

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 前項の試験の評価は、秀・優・良・可・合・不可の6種の5種の評語をもって表し、秀・優・良・可・合を合格とする。

3 試験については、別に定める。

第9条 本学に2年以上在学し、第7条に定める授業科目及び単位数を修得した者には教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第4章の2 教育職員免許状等授与の所要資格

第10条 幼児教育科において教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第9条に定める卒業の要件を充たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。本学科において取得できる教育職員免許状の種類は、幼稚園教諭二種免許状である。

- 2 幼児教育科において指定保育士養成施設卒業証明書授与の所要資格を取得しようとする者は、第9条に定める卒業の要件を充たし、かつ、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 3 幼児教育科において社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、第9条に定める卒業の要件を充たし、かつ、社会福祉法第19条第1項により厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する授業科目及び単位を修得しなければならない。

第5章 学年及び入学・休学・退学等

第11条 学年は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 入学の時期は学年の始めとする。

第13条 学年を次の2期に分ける。

前 期 4月 1日から9月下旬まで

後 期 9月下旬から3月31日まで

第14条 本学の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学創立記念日（5月30日）
- (3) 夏期休業
- (4) 冬期休業
- (5) 春期休業

2 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 学長が必要と認めた場合は、休業日に臨時に授業を行うことができる。

5 第1項第3号から第5号までの期間は年度ごとに定める。

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した女子に限る。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育12年の課程を修了した者又は、これに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定に合格した者
- (6) その他相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

第16条 入学志願者は、所定の書類に所定の検定料を添えて所定日までに提出しなければならない。

第 17 条 入学試験の合格者は、誓約書、保証書、学生カードその他本学所定の書類を提出するとともに入学金等を添えて、期日までに入学手続きをしなければならない。正当な理由なくして、入学手続きを期日までに完了しない者には、合格の許可を取り消すことがある。

2 前項の入学手続きを完了した者については、学長が入学を許可する。

第 18 条 保証人は、保護者またはこれに準ずる者であって、当該学生を保護監督し、授業料等の支払いその他本人に係わる一切の事項につき責務を負わなければならない。

第 19 条 学生若しくは保証人が、死亡、転居、若しくは、改姓した場合又は保証人がその資格を失った場合は、その旨、直ちに届け出なければならない。

第 20 条 病気その他止むを得ない理由により 3 月以上修学することができない者は、理由を記した保証人と本人連署の休学願を提出し、学長の許可を受け、休学することができる。ただし、病気休学の場合は医師の診断書を添付するものとする。

2 学期途中の休学は、授業科目の受講実績がある場合、各学期で定められた授業料等を完納しなければならない。

第 21 条 休学の期間は学年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長の許可を受け引続き 1 年休学することができる。

2 休学が許可される期間は学期ごととし、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第 2 条の在学期間に算入しない。

4 休学の理由が消滅し復学しようとする者は、その理由を詳記した保証人連署の復学願を提出し学長の許可を受け復学することができる。ただし、病気休学の場合は医師の診断書を添付するものとする。

第 22 条 退学を希望する者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 学期途中の退学は、授業科目の受講実績がある場合、各学期で定められた授業料等を完納しなければならない。

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第 2 条に定める在学期間を超えても、なお、本学の定める卒業資格を取得できない者

(2) 第 21 条第 2 項に定める休学期間を超えても、なお、修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

第 24 条 第 22 条により退学となった者ならびに前条第 1 項第 3 号及び第 4 号により除籍となった者で、退学者にあつては再入学、除籍者にあつては復籍を希望する者があるときは、教授会の審議を経て学長が許可する。

2 再入学および復籍に関する取扱については、別に定める。

第 25 条 本学学生で他の大学に転学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。許可なくして転学を試みた者に対しては、退学を命ずることがある。

第 26 条 他の大学または短期大学から本学に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の審議を経て学長がこれを許可することがある。

2 転入学を志願する者は、その現に在籍する短期大学の学長の受験許可書を転入学願書に

添えて提出しなければならない。

3 転入学に関する規程は、別に定める。

第6章 入学検定料、入学金、授業料等

第27条 入学検定料、入学金、授業料、施設費及び教育充実費の額は、別表第2のとおりとする。

第28条 授業料、施設費及び教育充実費（以下「授業料等」という。）は、前期及び後期の2期に等分して納入する。ただし、入学年度の施設費については、一括納入する。

2 前項の納入期日は、その都度指定する。

第29条 転学又は退学した者、又は、停学若しくは退学を命ぜられた者、並びに除籍された者は、その学期分の授業料等を納入しなければならない。

2 休学が許可された期間は、授業料等を徴収しない。

第30条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。ただし、授業料等については、学長が特別の理由があると認める者については、返還することがある。

第7章 職員組織

第31条 本学に事務室を置く。

2 事務室に関し必要な事項は、別に定める。

第32条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

第8章 教授会

第33条 本学に教授会を置く。

2 教授会は学長、教授、准教授、専任の講師及び助教をもって組織する。

第34条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第35条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関する規程は別に定める。

第9章 図書館

第36条 本学に図書館を置く。教職員並びに学生の自由研究に資する。

第37条 図書館に関して必要な事項は別に定める。

第10章 進路支援センター

第38条 本学に進路支援センターを置く。

第39条 進路支援センターに関し必要な事項は、別に定める。

第11章 委託・科目等履修生・単位互換履修生及び外国学生

第40条 公共団体又は、民間企業体よりの推薦により、入学を希望する者があるときは委託生として入学を許可することがある。

第41条 本学の授業科目のうち1又は複数の授業科目の履修を志望する者については、当該科目の学習を妨げない限り、選考のうえ教授会の審議を経て科目等履修生として学長が許可する。

2 科目等履修生の入学の時期は、各学期の初めとする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

3 科目等履修生で履修した授業科目について試験に合格した者には、単位を与える。

第42条 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第43条 外国人で本学に入学を志願する者には、選考の上入学を許可する。

第44条 単位互換の協定を締結した大学または短期大学の学生が単位互換開講科目の履修を希望したときは、教授会の審議を経て履修を許可する。

2 単位互換履修生の履修手続き、履修結果の処理及び授業料等は、単位互換協定に基づき行う。

3 単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

第12章 厚生・保健施設

第45条 本学に保健センターを置き、教職員、学生等の健康相談に応じる。

第46条 本学に、学生の厚生に資するため厚生施設を置く。

第47条 厚生施設に関する必要な事項は別に定める。

第13章 賞罰

第48条 学年中よくその本分を全うし、学生の模範とするに足る者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

第49条 本学の学則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、教授会の審議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

附 則

(昭和39年4月1日～平成31年4月1日まで省略)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 学生の総定員は第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	令和3年度	
	入学定員	総定員
幼児教育科	200名	500名

- 3 令和3年3月31日以前に入学した者にかかる修業年限及び学納諸費については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1-1

教 育 課 程

授業科目の名称	授業方法	単位数			備考	授業科目の名称	授業方法	単位数			備考	
		卒業必修	卒業選択	1単位あたりの時間数				卒業必修	卒業選択	1単位あたりの時間数		
子どもと自然(幼児と環境①)	講義		2	15	6 単 位 選 択 必 修	教育制度論	講義		2	15		
子どもと植物(幼児と環境②)	講義		2	15		保育の心理学	講義	2		2		15
科学あそび(幼児と環境③)	講義		2	15		特別支援教育(障害児保育を含む)	演習		1	30		
シニエンターと教育	講義		2	15		教育課程総論	講義	2		15		
出会いの心理学	講義		2	15		保育の計画と評価	講義		2	15		
コミュニティと福祉	講義		2	15		幼児理解と保育方法	講義		2	15		
子どもと絵本	講義		2	15		教育情報技術演習	演習		1	30		
表現の世界	講義		2	15		保育相談とカウンセリング	講義		2	15		
音楽の世界	講義		2	15		教育実習(幼)	実習		4	40		
基礎演習	演習	1		30		教育実習指導(幼)	演習		1	30		
人権論	講義		2	15		教職実践演習(幼)	演習		2	15		
人権概論	講義		1	15		保育原理	講義	2		15		
キャリアデザイン	講義		2	15		子ども家庭福祉	講義		2	15		
文章表現法	講義		2	15	社会福祉	講義	2		15			
日本国憲法	講義		2	15	子ども家庭支援論	講義		2	15			
保健体育講義	講義		1	15	社会的養護Ⅰ	講義		2	15			
保健体育実技	実技		1	30	保育者論	講義		2	15			
外国語(英会話)	演習		1	30	子ども家庭支援の心理学	講義		2	15			
外国語(中国語)	演習		1	30	子どもの理解と援助	演習		1	30			
外国語(韓国語)	演習		1	30	子どもの保健	講義		2	15			
基礎英語	演習		1	30	子どもの食と栄養A	演習		1	30			
オーストラリア海外研修	演習		1	30	子どもの食と栄養B	演習		1	30			
情報技術演習A	演習		1	30	乳児保育Ⅰ	講義		2	15			
情報技術演習B	演習		1	30	乳児保育Ⅱ	演習		1	30			
ピアノ演奏法Ⅰ	演習	1		30	子どもの健康と安全	演習		1	30			
ピアノ演奏法Ⅱ	演習	1		30	障害児保育A	演習		1	30			
音楽表現入門	演習		1	30	社会的養護Ⅱ	演習		1	30			
造形表現入門	演習		1	30	子育て支援	演習		1	30			
身体表現入門	演習		1	30	保育実習Ⅰ	実習		4	40			
幼児と健康	演習		1	30	保育実習指導Ⅰ	演習		2	30			
幼児と人間関係	演習		1	30	保育実習指導Ⅱ	実習		2	40			
言語表現(幼児と言葉)	演習		1	30	保育実習指導Ⅲ	演習		1	30			
身体表現(幼児と表現①)	演習		1	30	保育実習指導Ⅳ	実習		2	40			
造形表現(幼児と表現②)	演習		1	30	保育実践演習A	演習		1	30			
音楽表現(幼児と表現③)	演習		1	30	保育実践演習B	演習		1	30			
保育内容「健康」の指導法	演習		1	30	子どもと音楽	演習		1	30			
保育内容「人間関係」の指導法	演習		1	30	あそびと造形	演習		1	30			
保育内容「環境」の指導法	演習		1	30	あそびと運動	演習		1	30			
保育内容「言葉」の指導法	演習		1	30	ピアノ演奏法Ⅲ	演習		1	30			
保育内容「表現」の指導法	演習		1	30	ピアノ演奏法Ⅳ	演習		1	30			
保育内容総論	演習		1	30								
教育原理	講義	2		15								
幼児教育教師論	講義		2	15								

幼児教育科

別表第1-2

別に定める授業科目
(学則第6条の別に定める単位計算)

授業形態	1単位あたりの授業時間数	科目名
演習	30時間	保育実習指導Ⅰ・保育実習指導Ⅱ・ 保育実習指導Ⅲ
実習	40時間	保育実習Ⅰ・保育実習Ⅱ・保育実習Ⅲ

別表第2

幼児教育科 学納諸費

区 分	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000 円	
入 学 金	300,000 円	入学時
授 業 料	660,000 円	年 額
教 育 充 実 費	280,000 円	年 額
施 設 費	120,000 円	年 額

別表第2-2

幼児教育科 長期履修学生 学納諸費

区 分	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000 円	
入 学 金	300,000 円	入学時
授 業 料	440,000 円	年 額
教 育 充 実 費	186,700 円 186,600 円	年額 1・2年目 年額 3年目
施 設 費	80,000 円	年 額

常磐会短期大学における再入学等に関する内規

(趣 旨)

第 1 条 常磐会短期大学学則（以下「学則」という。）第 24 条第 2 項に規定する再入学等の取扱いは、この内規に定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この内規において「再入学等」とは、学則第 24 条に規定する、再入学及び復籍をいう。

2 この内規において「学期」とは、学則第 13 条に規定する前期及び後期をいう。

3 この内規において「退学者」とは、学則第 22 条に規定する退学者をいう。

4 この内規において「第 3 号除籍者」とは、学則第 23 条第 1 項第 3 号に規定する除籍者をいう。

5 この内規において「第 4 号除籍者」とは、学則第 23 条第 1 項第 4 号に規定する除籍者をいう。

(再入学等の取扱い)

第 3 条 退学者が再入学を希望する場合は、退学許可日の翌日から起算して 2 年以内に所定の再入学願に再入学金を添えて願い出るものとする。

2 第 3 号除籍者が復籍を希望する場合は、除籍日の翌日から起算して 2 年以内に所定の復籍願に滞納している授業料等の金額及び復籍料を添えて願い出るものとする。

3 第 4 号除籍者が復籍を希望する場合は、所定の復籍願に復籍料を添えて願い出るものとする。

4 再入学金の額及び復籍料の額は、別表のとおりとする。

5 再入学等の時期は、学期の始めとする。

6 再入学等後の在学期間は、退学・除籍前の在学期間に通算する。

7 再入学等後の修得単位は、退学・除籍前の修得単位に加算する。

(再入学等の制限)

第 4 条 再入学等は、同一人について 1 回限りとする。

(雑 則)

第 5 条 この内規に定めるもののほか、再入学等に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

(改 廃)

第 6 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、施行前に退学・除籍となった者については、従前の学則による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

再入学金	5, 0 0 0 円
復 籍 料	5, 0 0 0 円

学位規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び常磐会短期大学学則（以下「学則」という。）第 9 条の規定に基づき、常磐会短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

幼児教育学

(学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 7 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「常磐会短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は教授会において審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

学務規程

第1章 授業科目の履修

第1条 本学の学生は、学級編成により、時間割に従って授業科目を履修することを原則とする。

第2条 履修する科目は、各学年の指定された期間に履修登録手続きを行うものとし、手続きを暇疵なく行った者がその科目の履修者名簿に記載される。

2 1年間に履修登録できる単位数（以下「履修登録 上限単位数」という。）は、次のとおりとする。履修登録上限単位数は、再履修科目も含めた単位数とする。

2年コース	50 単位
3年コース (長期履修制度)	1 回生 50 単位 2 回生 27 単位 3 回生 23 単位

※ただし、以下の科目は履修登録上限単位数に含まない。

教育実習（幼）、教育実習指導（幼）、保育実習Ⅰ、保育実習指導Ⅰ、保育実習Ⅱ、
保育実習指導Ⅱ、保育実習Ⅲ、保育実習指導Ⅲ、人権概論

3 履修登録を行った科目の履修取り下げは、所定 の手続に則り、許可された場合のみ認める。

第3条 授業科目の出席状況は履修者名簿によって管理される。

2 30分以内の遅刻、早退あわせて3回をもって欠席1回として取り扱う。

第4条 欠席については次のとおりとする。

下記の事由により授業を欠席した場合は、原則、その事由が終了した日から1週間以内に、「公欠届」または「欠席届」を、必要書類を添付のうえ提出する。

(1) 忌引の場合（年忌、法事は、該当しない）

- ① 父母・子（一親等）・配偶者 5日
- ② 祖父母・きょうだい（二親等） 3日
- ③ おじ・おば（三親等） 1日
- ④ その他学長が認めたもの

忌引と証明できる書類（会葬礼状等）を添付のうえ、教学課へ提出する。

(2) 学校感染症にかかった場合

本学の書式による登校許可書又はそれに相当する証明書を添付のうえ、教学課へ提出する。

(3) 病気や怪我で5日間以上連続して欠席した場合

医師の診断書又はそれに相当する証明書を添付のうえ、教学課へ提出する。

(4) 災害等やむをえない事由により欠席した場合

その事由を証明できる書類を添付のうえ、教学課へ提出する。

(5) 学校行事・クラブ・実習の事由により欠席した場合

その事由を証明できる書類を添付のうえ、教学課へ提出する。

(6) 就職試験により欠席した場合

進路支援センターで承認を受け、教学課へ提出する。

2 前項 (1) (2) の事由により欠席した場合、公欠を認める。

(1) 公欠とは、試験の評価を受ける資格及び定期試験の受験資格の要件においては、出席とみなすことができる欠席である。ただし、公欠が認められた場合であっても、当該科目の全授業回数の2分の1以上は実際に（公欠を含まず）授業に出席していなければ、試験の評価を

受ける資格及び定期試験の受験資格は認められない。

- (2) 公欠と認める事由は、原則として忌引と学校感染症のみとする。ただし、学長が特に認めたものについては、その取り扱いを考慮する場合がある。

3 提出方法は次のとおりとする。

- (1) 所定の用紙に記入の上、添付書類と共に、提出期限内に不備なく提出し、所定の課の認印を受ける。
- (2) 認印を受けた届を各科目の授業担当者に提出する。

4 時間割に定められた授業以外で、出席を義務づけられたオリエンテーション等は、予めポータルサイトによって指示する。これらをやむを得ない事由で欠席する際は、事前にその旨を教務課に連絡して指示を仰ぐものとする。

第5条 休講、補講、教室変更、時間割変更その他は、ポータルサイトによって指示する。

第2章 試験（評価）

第6条 各学期の評価に関わる試験は、以下の形式のいずれか、または複数の組み合わせとする。

- (1) 定期試験期間に実施する筆記試験（これを「定期試験」と称する）
- (2) 授業時間内に実施する実技試験・課題等
- (3) 授業時間外に実施する課題等

第7条 各学期の試験の評価は、試験の点数に基づいて、次の評語によって提示される。ただし、一部の科目は5段階の評語による評価を行わず、可否による単位修得のみを認定する場合がある。

評語	点数
秀	90点～100点
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
合	—
不可	0点～59点

- 2 試験で可以上または合の評価を得た場合、その科目の単位修得を認める。
- 3 各学期の評価に関わる試験及び課題の実施方法については、シラバス（授業概要）に記載の上、授業担当者より指示する。
- 4 定期試験は各学期につき、決められた期間に1回限り行われる。定期試験の実施方法は、ポータルサイトによって指示する。

第8条 次の条件をすべて満たした者は、各学期の終了時に成績評価を受けることができる。

- (1) 各学期の学納金諸費を完納した者
- (2) その科目の全授業回数の2/3以上出席した者

2 前項の資格のない者は、定期試験を実施する科目においては、定期試験を受験することができない。また、すでに受験したその他の試験も含めその科目の評価を受けることができず、評語は「不可」でしめされる。

第9条 定期試験の一科目の試験時間は原則として50分間とする。

- (1) 試験時間開始後30分以上遅刻した者は、入室及びその科目の受験を許可されない。

(2) 受験者は試験時間開始後 30 分を経過するまで退出できない。

(3) 理由の如何を問わず、一度退室した者は、その科目の解答時間中は再入室できない。

第 10 条 定期試験の受験に際しては、ポータルサイト及び監督者の指示によって示される、別に定める規程を守り、一切の不正行為を行ってはならない。

2 定期試験受験に際して不正行為を行った者は、その定期試験期間中に受検した全科目が無効となり、教授会の審議により、訓告、停学及び退学の処分を受ける。

第 11 条 各学期の評価に関わる試験のうち、授業時間内に実施する定期試験・課題等、及び授業時間外に実施する課題等については、ポータルサイトまたは授業担当者の指示に従い、指定された期日または期限内に受験しなければならない。

第 3 章 追試験

第 12 条 次のいずれかの事由で定期試験・実技試験を欠席した者及び指定された日に課題を提出できなかった者は、追試験を受けることができる。

(1) 第 4 条 (1)・(2) の事由

(2) 学長が特に認めた事由

(3) 第 4 章 (6) の事由

(4) 医療機関の受診を要し、当日の登校が困難と認められる体調不良

2 追試験は、各学期につき、決められた期間に 1 回限り行われる。追試験の実施方法は、ポータルサイトによって指示する。

3 追試験の形式は以下の形式のいずれかとする。

追試験期間に実施する筆記試験・実技試験・課題等

第 13 条 追試験受験の手続きは次のとおりとし、手続きを瑕疵なく行った者に受験資格を認める。

(1) 教学課が配付する所定の用紙に記入し、事由を証明する書類を添付のうえ、指定された期間内に追試験料を会計課に納める。

(2) 追試験料は以下のとおりとする

事由①	忌引・学校感染症	無料
事由②	学長が特に認めた事由	無料
事由③	就職試験	500 円
事由④	医療機関受診で登校困難な体調不良	500 円

第 14 条 追試験の評価は、次の評語によって提示され、評語は追試験の点数に基づいて決定される。

評語	点数
優	80 点 (上限)
良	70 点～79 点
可	60 点～69 点
合	—
不可	0 点～59 点

2 可以上または合の評語を得た場合、その科目の単位修得を認める。

第 15 条 追試験の受験に際して遵守すべき諸規程は、第 8 条から第 11 条を、「定期試験」を「追試験 (追試験期間に実施する筆記試験)」に、「授業時間内に実施する課題等、及び授業時間外

に実施する実技試験・課題等」を「追試験（追試験期間に実施する実技試験・課題等）」に、それぞれ読み替えて準用する。

- 2 ただし、第10条2項の規程は、追試験に加えて、定期試験期間中及び再試験期間中に受験した全科目にも、遡って適用する。

第4章 再試験

第16条 次のいずれかの事由に該当する者は、再試験を受けることができる。ただし、シラバス（授業概要）において予め再試験を行わないと指定した科目については、この限りではない。

- (1) 試験において当該科目の評価が不可の者
(2) 定期試験・実技試験を欠席した者で、第12条1項に定める追試験の受験資格のない者

- 2 再試験は、各学期につき、決められた期間に1回限り行われる。再試験の実施方法は、ポータルサイトによって指示する。

- 3 再試験の形式は以下の形式のいずれかとする。

再試験期間に実施する筆記試験・実技試験・課題等

- 4 再試験の受験可能科目数は、次のとおりとする。

1回生	各学期につき5科目までを上限とする。
2回生 3回生 ※3年コース（長期履修制度）	上限なし。

第17条 再試験受験の手続きは、次のとおりとし、手続きを瑕疵なく行った者に受験資格を認める。

- (1) 教学課が配付する所定の用紙に記入し、指定された期間内に再試験料を会計課に納める。
(2) 再試験料は、1科目につき1,000円とする。

第18条 再試験の評価は、次の評語によって提示され、評語は再試験の点数に基づいて決定される。

評語	点数
可	60点（上限）
合	—
不可	0点～59点

- 2 可または合の評語を得た場合、その科目の単位修得を認める。

第19条 再試験の受験に際して遵守すべき諸規程は、第8条から第11条を、「定期試験」を「再試験（再試験期間に実施する筆記試験）」に、「授業時間内に実施する実技試験・課題等、及び授業時間外に実施する課題等」を「再試験（再試験期間に実施する実技試験・課題等）」に、それぞれ読み替えて準用する。

- 2 ただし、第10条2項の規程は、再試験に加えて、定期試験期間中及び追試験期間中に受験した全科目にも、遡って適用する。

第5章 再履修

第20条 その学期に履修した科目の単位を修得できなかった者は次の学年において再履修できる。

第21条 再履修の手続きは次のとおりとする。

- (1) 再履修願を指定された期間内に教学課へ提出する。
- (2) 再履修に関わる規程は第1条～第21条を準用する。
- (3) ただし再履修する授業科目についての学級と時間割は教学課の指示に従うものとする。
- (4) 1年間の履修登録上限単位数(第1章第2条2項)は、再履修科目も含めた単位数とする。

第6章 休学・復学・退学

第22条 病気その他の理由により休学を希望する者は、その理由を明記し、保証人連署のうえ、教学課に休学願を提出しなければならない。なお、病気による休学の願い出には、医師の診断書を添える。

第23条 休学を許可された者が復学を希望する場合には、その理由を明記し、保証人連署のうえ、休学期間満了前に教学課に復学願を提出しなければならない。その際、病気によって休学していた者は、医師の診断書を添える。なお、復学者の在籍クラスなどは取得科目によって教学課が処置する。

第24条 病気その他の理由により退学を希望する者は、その理由を明記し、保証人連署のうえ、教学課に退学願を提出しなければならない。なお、病気による退学の願い出には医師の診断書を添える。

第7章 GPA制度

第25条 学生の学修等に関する事項に活用することを目的として、Grade Point Average (以下「GPA」という。)制度を設ける。

- 2 GPA制度については別に定める。

第8章 改廃

第26条 この規程の改廃は教授会において審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第6条の改定)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第4条の改定、規程の改廃を追加)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第1章～第5章の改定)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第4条の改定)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。(第2・7条の改定、第7・8章の追加)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第2・4・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・21条の改定)

GPA 制度に関する規程

(目的)

第 1 条 GPA 制度の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義と目的)

第 2 条 GPA (Grade Point Average) は、履修した授業科目の成績 (試験の評価) に、一定の Grade Point (以下「GP」という) を付与して算定する 1 単位あたりの評定平均値である。GPA 制度は、学修成果に基づく主体的な学修に資することを目的とする。

(試験の評価と GP)

第 3 条 学則第 4 章及び学務規程第 2 章から第 4 章に基づく試験の評価について、対応する GP を、次のとおり定める。

素点	評語	GP
90 点～100 点	秀	4
80 点～ 89 点	優	3
70 点～ 79 点	良	2
60 点～ 69 点	可	1
0 点～ 59 点	不可	0

(GPA の種類と算定方法)

第 4 条 GPA の種類は、次の各号に区分する。

- (1) 学期 GPA : 当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA
- (2) 年度 GPA : 当該年度における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA
- (3) 累積 GPA : 在学中の全期間における学修の状況及び成果を示す指標としての GPA

2 各 GPA の算定方法は、以下のとおりとし、計算値は小数点以下第 2 位を切り捨てるものとする。

- (1) 学期 GPA = (当該学期に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数) の総和
／ 当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数
- (2) 年度 GPA = (当該年度に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数) の総和
／ 当該年度に評価を受けた授業科目の総単位数
- (3) 累積 GPA = (在学全期間に評価を受けた科目の GP × 当該科目の単位数) の総和
／ 在学全期間に評価を受けた授業科目の総単位数

(GPA の対象科目)

第 5 条 GPA の算定対象となる授業科目は、次の除外科目以外の全ての履修科目とする。なお、履修放棄 (試験の評価を受ける基準を満たさなかった場合) を含め、不可 (GP = 0) の評価を得た場合、当該 GP 及びその学修に費やした単位数は GPA 算定対象に含む。

- (1) 5 段階の評語による評価を行わず、可否による単位修得のみを認定する科目
- (2) 算定時点で評価が未確定又は保留の科目
- (3) 既修得認定単位や単位互換等、他大学等 (常磐会学園大学を除く) で履修した科目
- (4) 所定の手続により履修取り下げが認められた科目

(GPA の算定日)

第 6 条 各 GPA の算定は、当該学期の追・再試験を含めた全履修科目の成績評価が確定した時点で行なう。ただし第 5 条の各号に定める科目を除く。

(再履修における GPA)

第 7 条 再履修により単位を修得した授業科目については、単位修得時の評価によって当該学期以降の GPA を算定する。当該科目について過去に得た不可 (GP=0) の評価と費やした単位数は、当該学期以降の GPA 算定から除外する。ただし、過去の各 GPA を遡って変更することはない。

(履修の取り下げ)

第 8 条 履修登録した授業科目を取り下げる場合、定められた期間に所定の手続に則り許可された場合、GPA 算定から除外する。

2 休学及び学長が認めたやむを得ない事情による場合は、第 1 項の規定に関わらず履修を取り下げることができる。

(GPA の通知)

第 9 条 各学期の成績通知書交付時に、学期 GPA と累積 GPA を書面によって通知する。後期については、年度 GPA も併せて書面によって通知する。

2 成績証明書には、GPA は記載しない。

(GPA の活用)

第 10 条 GPA は、次の各号に定める事項に活用する。

- (1) 学生の学修に関する事項
- (2) 学生の表彰に関する事項
- (3) 奨学金及び授業料減免等に関する事項
- (4) その他学長が認めた事項

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、教授会の審議を経て、学長が行なう。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

学生規程

第1章 総則

第1条 学生は、建学の精神に則り、諸規程または掲示等に従い、勉学を旨とし、健全な学生生活を営まなければならない。

第2条 学生は、本学生としての責任を自覚し、伝統ある学風の高揚につとめなければならない。

第3条 学生は、本学生としての誇りをもち常に品位ある言動を保たなければならない。

第4条 学生は、学内外の秩序を厳に守らなければならない。

第2章 学生証

第5条 学生は、入学と同時に学生証の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

2 試験時、その他本学教職員の請求があったときには、これを提示しなければならない。

第6条 学生証は、退学、除籍またはその有効期間を経過したときは、直ちに教学課に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失したときは、直ちに教学課に届けて再交付を受けなければならない。

第3章 身上報告

第8条 学生は、入学後すぐに所定の学生カードに事項を記載し、教学課に提出する。

第9条 前条記載事項に変更を生じたときは、直ちに教学課に届け出る。

- (1) 現住所の変更
- (2) 父母又は保証人の職業又は勤務先の変更
- (3) 保証人の変更
- (4) 父母又は保証人の死亡

第4章 保健衛生

第10条 学生は、毎年定期的健康診断、並びに大学が保健衛生上必要と認めた臨時の健康診断を受けなければならない。また、未受検者は診断書を提出しなければならない。

第11条 健康診断の結果、休学を要するものに対して強制休学を命ずることがある。

第12条 前条により、休学中の者が復学しようとする時は、医師の証明書を提出しなければならない。

第5章 制服

第13条 制服は黒スーツ（ズボンも可）とし、白ブラウスを着用すること。

なお、平常は、活動しやすい服装でもよいが、入学式・卒業式・実習・就職試験等には必ず制服を着用し、学章をつけること。

第14条 校舎内は一足制であるが、特別教室は指定の上履きを使用しなければならない。

第6章 美化・清掃

第15条 学生は、校舎・校具・樹木等施設設備を損傷しないように心がけ、もし損傷した場合は、教学課に届け出てその指示を受けなければならない。

2 学生は進んで環境の美化につとめなければならない。

第7章 掲示・連絡

第16条 学生への伝達事項や連絡は、口頭による以外は掲示する。

2 前項の掲示は所定のポータルサイトにする。

第17条 学生は、毎日掲示に注意しなければならない。

2 前条の掲示は、掲示後7日を経過すれば一般に了解されたものとみなす。

第8章 通学

第18条 事故未然防止の為、学生が運転する自動車(バイクを含む)による通学を禁止する。

2 病気またはけが等でやむをえず自動車通学をする場合は、家人による送迎、またはタクシーを利用する。

3 この禁止に違反して、事故を起こした学生は、社会的な責任を自覚し、本人が事故の解決をしなければならない。学校は一切責任を負わない。

第19条 学生の自転車通学は、許可制である。ただし、教学課の指導に従わない者については禁止する場合がある。

2 許可された者は、許可証ステッカーを目立つ所(後輪の泥よけカバー)に貼ること。

3 自転車による通学者の出入りは、所定の場所より行う。

4 自転車は、大学の指定した場所に置き自主管理とする。とくに、学外での迷惑駐輪は厳禁とし、違反した場合嚴重に罰する。また、事故には十分注意し、事故については自主的に解決しなければならない。

第9章 交通スト・暴風警報等発令時の扱い

第20条 ストライキがあり、大阪シティバス、大阪メトロ、JR大和路線、JRおおさか東線のすべてが運行を全面中止し、午前7時になっても解除にならない場合は、午前中休講とする。なお、午前10時になっても解除されない場合は終日休講とする。

2 上記以外の交通機関や路線でストライキがあり、やむをえず欠席、遅刻した場合は、後日必ずその旨を教学課に届け出るものとする。

第21条 午前7時現在で、大阪市内に、「暴風特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合は、午前中休講とする。なお午前10時になっても解除されない場合は、終日休講とする。ただし、「注意報」では休講としない。尚、「暴風特別警報」以外の種類の特別警報が発令された場合の休講については、学長の判断によるものとする。

2 大阪市以外で、居住地に「暴風特別警報」または「暴風警報」が発令されているため、やむをえず欠席、遅刻した場合は、後日必ずその旨を教学課に届け出るものとする。

第10章 学生の自治活動

第22条 学生の自治活動は、すべて大学教育の実をあげるものでなければならない。

第23条 自治活動は、学生の自主的運営にもとづく。その活動を円滑に行うために自治会を置く。

第24条 学生がクラブを結成しようとする場合は、クラブ連合会で審議し大学の許可を受けなければならない。

2 学生は、クラブを自主的に運営し、その活動から生じる一切について責任をもたねばならない。

3 第1項の許可を受けるには、大学の専任教員を顧問に定め、責任者3名以上連署の上、役員名簿、クラブ規約を作成し、教学課に願い出なければならない。

第25条 前条により設立されたクラブは、毎年5月及び11月の指定日までに名簿を更新し、教学課に届け出るものとする。届け出ないクラブは解散したものとみなす。

2 クラブ規約、会則、その他届け出事項に変更が生じた時は、前条の規定に従って改めて

教学課に届け出るものとする。届け出ないクラブは解散したものとみなす。

3 クラブを解散するときは、直ちにクラブ連合委員会と教学課に届け出なければならない。

第26条 学内における学生の自治活動は、すべて大学公認の団体によるほかは許されない。

第27条 学生または団体が学外者を招こうとするときは、クラス担任または顧問の指導を受け、教学課に届け出て大学の許可を受けなければならない。

第28条 学生または団体が、学内外を問わず集会しようとする時は、大学の許可を受けなければならない。

学外者の主催する集会に参加しようとするときもまた同じである。

前項の許可を受ける場合は、クラス担任または顧問の指導を受け所定の様式により教学課に願い出なければならない。(3日前迄に提出)

公認の団体が、顧問の指導の下に行う通常の部活動の場合は、前項の許可を必要としない。ただし、クラブ月間予定表を教学課に提出しなければならない。

第11章 文書の発行、配布ならびに掲示等

第29条 学生・クラブまたは団体が、新聞・雑誌・パンフレットその他の文書を発行しようとする時は、クラス担任または顧問の指導を受け、教学課の許可を受けなければならない。

第30条 学生・クラブまたは団体が文書を配布しようとするときは、事前に配布物を2通添えて教学課に届け出て、大学の許可を受けなければならない。

第31条 学生・クラブまたは団体がポスターの掲示(展示を含む。以下同じ。)をしようとするときは、クラス担任または顧問の承認を受け、教学課の許可を得なければならない。

ただし、学内に掲示する場合は次の各号を守らなければならない。

- (1) 掲示には責任者の氏名を明記する。
- (2) 掲示物の大きさは模造紙大までとする。
- (3) 学内の秩序を乱し、または美観を損なうような掲示をしてはならない。
- (4) 掲示期間は2週間以内を原則とし、掲示期間をすぎた掲示物は責任者において撤去する。
- (5) 掲示はすべて所定の場所で行う。

第32条 学生が、寄付募集およびこれに類する行為または世論調査、署名運動等をしようとするときは、教学課の許可を受けなければならない。学内で物品販売をするときも同じである。

2 前項により、寄付募集または物品販売を行ったときは、事後1週間以内に決算報告書を教学課に提出し監査を受けなければならない。

(長期履修制度規程)

常磐会短期大学 長期履修制度規程

(定義)

第1条 長期履修制度については、学則第2条によるほか、この規程の定めるところによる。

第2条 長期履修制度の申請を行い、学長の許可を得た在學生を「長期履修學生」と呼ぶ。

(手続き)

第3条 長期履修制度の申請は、原則として、入学試験の出願時に、「長期履修學生 申請書」を提出して行うものとする。

2 申請を希望する受験者には、出願までに本学の指定する方法で事前面談を行った上で、「長期履修學生 申請書」(様式1)用紙を交付する。

3 長期履修制度を申請する受験者は、合格した場合に本学への入学を確約できる者に限る。

4 長期履修制度を申請して合格した受験者へは、「長期履修學生 決定通知書」(様式2)を交付する。

5 「長期履修學生 決定通知書」の交付を受けた受験者は、原則として、長期履修制度の申請を取り下げることにはできない。ただし、教授会の審議を経て、学長が認めた場合は、学長が定める条件のもと、取り下げを許可する場合がある。

(履修・在学期間)

第4条 長期履修學生は、3年の在学期間をもって本学の教育課程を計画的に履修するものとする。ただし、在学期間は4年を超えることができない。

2 前項に定める、履修に要する在学期間の短縮は、原則として許可しない。ただし、教授会の審議を経て、学長が認めた場合は、短縮を許可する場合がある。

3 長期履修學生の休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

4 長期履修學生の休学の期間は、在学期間に算入しない。

(諸費用)

第5条 長期履修學生の入学検定料、入学金、授業料、施設費及び教育充実費の額と納入方法については、学則においてこれを定める。

2 長期履修學生の代理徴収に係る諸経費(育友会費、同窓会費、自治会費等)については、それぞれの団体の定めるところによる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は教授会において審議し、理事会が行う。

附則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

科目等履修生規程

(目的)

第1条 科目等履修生については、学則第39条によるほか、この規程の定めるところによる。

(科目等履修生の種別)

第2条 科目等履修生は、学科の科目等履修生とする。

(履修できる科目の指定)

第3条 各学期に履修登録できる科目数は、次のとおりとする。

科目等履修生	12科目
--------	------

(入学定員)

第4条 入学定員は、学科について若干名とする。

(入学資格)

第5条 学科の科目等履修生を志願することのできる者は、高等学校を卒業した者もしくは卒業見込みの者または本学においてこれらと同等以上の学力があると認めた者とする。

(手続)

第6条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に別表に定める入学検定料を添えて本学教学課に提出するものとする。

- (1) 科目等履修生願書 (本学所定用紙)
- (2) 履歴書 (本学所定用紙)
- (3) 最終学校の卒業 (見込) 証明書
- (4) 健康診断書 (本学所定用紙)
- (5) 在職者は勤務先の長の履修承諾書

(選考)

第7条 科目等履修生志願者の選考は、提出書類と面接によって行う。

(学納費)

第8条 科目等履修生として入学を許可された者は、別表に定める入学金及び履修料を定められた期限までに本学会計課に納入しなければならない。

(準用)

第9条 特に定められた場合を除き、本学学則、規程等は、科目等履修生に適用され、その他の取扱いも学生に準ずる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は教授会において審議し、学長が行う。

附 則

この規程は、平成7年10月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第10条の追加)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(第3・6条の変更)

別表 (第8条関係)

区 分	入学検定料	入学金	履 修 料
金 額	各学期につき 5,000 円	5,000 円	1 単位につき 10,000 円

研究生規程

- 第 1 条 この規程は、常磐会短期大学における研究生の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 研究生を志願できる者は、本学を卒業した者とする。
- 第 3 条 研究生を志願するものは、願書、健康診断書、本学専任教員の推薦状および別に定める検定料を添えて、所定の期間に、教学課を経て学長に願出しなければならない。
- 第 4 条 研究生の受け入れは、本学の教育・研究に支障をきたさない範囲内で、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。
- 第 5 条 研究生として在学できる期間は、1 年以内とする。ただし、特に必要があると認められた場合には、1 年を限度として、学長が延長を許可することがある。
- 第 6 条 研究生には、本学専任の教授、准教授または講師の内から指導教員を定める。
- 第 7 条 研究生には、学長の承認を得て、研究主題に関連する授業科目を聴講することができる。
- 第 8 条 研究生は研究期間終了日までに研究報告書を指導教員を経て、学長に提出するものとする。
- 第 9 条 学長は研究生が所定の研究を修了したとき、願出によりその研究事項について証明書を交付することができる。
- 第 10 条 研究生は、図書館等、学内の付属施設を利用することができる。
- 第 11 条 研究生が納める費用としては、入学検定料 5,000 円、研究料年間 30,000 円とする。
- 第 12 条 研究生に対しては、この規程のほか、学則その他学生に適用する諸規程を準用する。

単位互換履修生規程

- 第 1 条 単位互換履修生については、学則第 44 条によるほか、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 単位互換協定により受け入れる学生は、「単位互換履修生」とし、科目等履修生及び研究生は除く。
- 第 3 条 単位互換履修生が履修できる授業科目は、受け入れ大学及び短期大学において定める。
- 第 4 条 単位互換履修生が履修できる単位数の上限は、受け入れ大学及び短期大学において定める。
- 第 5 条 単位互換履修生として履修を希望する学生は、願書を所属大学及び短期大学を通じて、所定の期日までに受け入れ大学及び短期大学に提出する。
- 第 6 条 単位互換履修生の選考は必要に応じて行い、選考結果を所属大学及び短期大学を通じて、出願した学生に通知する。
- 第 7 条 単位互換履修生の選考料及び授業料等は徴収しない。ただし、履修に際して必要な教材費などは別途納入しなければならない。
- 第 8 条 履修した授業科目の成績評価は、受け入れ大学及び短期大学の定めるところにより、当該履修生が所属する大学及び短期大学に通知する。
- 第 9 条 受け入れ大学及び短期大学より通知された成績評価は、所属大学及び短期大学の定めるところにより、単位認定される。
- 第 10 条 単位互換履修生に対しては、この規程のほか所属大学及び短期大学の学則及び諸規程が適用される。